

件名	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例
主管課	循環型社会推進課
根拠法令等	
<p>【改正の目的】</p> <p>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）は、土砂等の埋立て等（土地の埋立て及び堆積行為）について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的として、平成12年に施行された。</p> <p>条例の施行から約20年が経過し、社会経済情勢の変化や不適正事案の発生等を踏まえ、①不適正な土砂等の埋立等の未然防止及び拡大防止を図るための規制強化、②適正な埋立事業に対する規制緩和、③災害発生土砂の処理対応の強化を主な目的として、所要の改正を行うもの。</p> <p>【改正の概要】</p> <p><周辺住民への周知></p> <p>特定事業（3,000㎡以上の土砂等の埋立等）の許可申請前に、申請予定者に対し、説明会等による周辺住民への事業の周知を義務付ける。</p> <p><特定事業者に係る欠格条項の拡大></p> <p>条例又は廃棄物処理法に係る重大な違反により許可取消を受けた者、暴力団関係者等に対し、特定事業の許可を与えないこととする。</p> <p><展開検査等の実施及び土砂等管理台帳の作成・保存></p> <p>特定事業者に対し、土砂等への廃棄物の混入の有無の確認（展開検査等）を義務付ける。また、展開検査の結果や搬入した土砂量等を記録する土砂等管理台帳の作成・保存を義務付ける。</p> <p><不適正な埋立て等に対する水質モニタリングの義務付け></p> <p>施工中に水質基準を超過したり、県外土砂等を搬入した特定事業者や土壌汚染に係る措置命令を受けた者に対し、2年間の水質モニタリングを義務付ける。</p> <p><改善命令の導入></p> <p>許可内容に適合しない埋立て等を行った特定事業者に対し改善命令を発出し、特定事業の施工に関し必要な措置を講じるよう命ずることができることとする。</p> <p><短期間で完了する特定事業に関する緩和措置></p> <p>施工期間が1年以下の特定事業については、事業施工中の水質検査を省略する。</p> <p><特定事業の変更許可要件の緩和></p> <p>許可を要する特定事業の変更の要件を緩和し、事後の届出による報告とする。</p> <p><災害発生土砂の特定事業場搬入手続の特例措置></p> <p>非常災害のために必要な応急措置として、土砂等を特定事業場に搬入する際の届出について、搬入後の提出を認める。</p>	
施行日	令和2年5月1日（一部の改正規定は公布日）
<p>【その他参考事項】</p>	